○**外務省告示第二十二号**

平成十年九月十日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の附属書Ⅲの一部は、同条約第二十二条5の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十七年九月十五日に効力を生じた。

（平成二十七年十二月二十一日付け国際連合事務総長通報）

平成二十八年一月二十五日　外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅲの表中水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）の項の次に次のように加える。

メタミドホス	一〇二六五―九二一六	駆除剤

附属書Ⅲの表中メタミドホス（一リットルにつき有効成分量六〇〇グラムを超えるメタミドホスを含有する可溶性液体製剤）の項を削る。

○**外務省告示第二十三号**

平成二十八年一月十二日にセントジョージズで、グレナダ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグレナダ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億円

3　署名者

日本側　岡田光彦在グレナダ大使

グレナダ側　クラリス・モデスト＝カーウェン外務大臣

平成二十八年一月二十五日　外務大臣　岸田　文雄

○**財務省告示第二十三号**

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十八年一月二十五日　財務大臣　麻生　太郎

区分	額
物品等の調達契約	千六百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	七億四千万円
特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	七千四百万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	千六百万円

○**財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　裕

経済産業大臣　林　幹雄

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：福島支店 郵便番号：960―8031 所在地：福島県福島市栄町８―１ 電話番号：024―522―2171	営業所又は事務所の名称：福島支店 郵便番号：960―8054 所在地：福島県福島市三河北町11―５ 電話番号：024―526―1201
営業所又は事務所の名称：福岡支店福岡流通センター出張所 郵便番号：813―0034 所在地：福岡県福岡市東区多の津１―７―１ 電話番号：092―622―2821	営業所又は事務所の名称：（廃止） 所在地：（廃止） 電話番号：（廃止）

(2)　変更年月日

平成28年２月15日

(3)　変更の理由

福島支店は移転のため、福岡支店福岡流通センター出張所はＡＴＭコーナーのみの無人店舗に変更するため

○**厚生労働省告示第十号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十七年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、平成二十六年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十八年一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の上欄中「（目）　臨時福祉給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（目）　臨時福祉給付金等給付事務費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」に、「（目）　年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（目）　年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」に改める。

○**農林水産省告示第百六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町大字三郷字前山乙二〇九八の一（次の図に示す部分に限る。）、乙二〇九七の一、乙二〇九七の七から乙二〇九七の一〇まで、乙二〇九九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）